

○軍需工業動員法ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件（大正七年十月一日勅令第三百六十八號）

軍需工業動員法ハ之ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル軍需工業

動員ニ關スル件（大正七年十月一日勅令第三百六十九號）

關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル軍需工業動員ニ關シテハ軍需工業動員法ニ依ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

陸軍第四九號

起 昭和十二年九月八日
 案 昭和十年九月九日
 裁可 昭和十年九月九日
 施行 昭和七年九月十日
 決定 昭和 年 月 日
 行 公布

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官

外務大臣

陸軍大臣

文部大臣

逓信大臣

内務大臣

海軍大臣

農林大臣

鐵道大臣

大藏大臣

司法大臣

商工大臣

拓務大臣

別紙兩院ノ議決ヲ經タル軍需工業動員法ノ通用ニ關スル法律案ヲ審査スルニ右ハ衆議院

十

議長上奏ノ通裁可ヲ奏請セラレ可然ト認ム

上諭案

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル軍需工業動員
法ノ適用ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ
公布セシム

御名 御璽

昭和十二年九月九日

内閣總理大臣
各省大臣

(宣稱)

法律第八十八號
(上奏ノ通)

内閣

内閣

去件第八十八號

(上奏(監))

別紙奏上有之度候也

昭和十二年九月八日

衆議院議長 小山松



内閣總理大臣公爵近衛文磨殿

衆議院書記官長 田口 弼



衆議院ハ兩院ノ議ヲ經タル
軍需工業動員法ノ適用ニ關
スル法律案ノ裁可ヲ奉請ス

昭和十二年九月八日

衆議院議長 小山松壽

衆議院書記官長田口彌一

軍需工業動員法中戰時ニ關スル規定ハ支那事變ニ亦之ヲ適用ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



軍需工業動員法、適用ニ關スル
法律案帝國議會ニ提出ノ件
右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和十二年九月二日

内閣總理大臣公爵近衛文麿

